

医療法人静正会三井クリニック

デイサービスセンター福福（第1号通所事業）

運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 医療法人静正会が開設する「医療法人静正会三井クリニックデイサービスセンター福福」第1号通所事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 事業対象者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第3条 本事業所が提供する第1号通所事業は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

2 第1号通所事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 医療法人静正会 三井クリニックデイサービスセンター福福
- （2）所在地 甲斐市宇津谷4036番1

第2章 職員の職種・員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防通所介護の提供にあたる。

(2) 従業者

① 生活相談員 1 名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整及び居宅介護支援事業者等他の関係機関との連絡調整を行う。

② 介護職員 3 名以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、通所介護計画に基づき適切な介護を行う。

③ 看護職員 1 名以上

利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。

④ 機能訓練指導員 1 名以上

利用者が日常計画を営むのに必要な機能の維持・向上・減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

第 3 章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日：月、火、水、木、金、土、祝日（但し日以外）

(2) 営業時間 午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分

(3) サービス提供時間（一日型） 午前 9 時 15 分～午後 4 時 15 分

第 4 章 利用定員

(第 1 号通所事業の利用定員)

第 7 条 第 1 号通所事業の利用定員は、10 人とする。

第5章 第1号通所事業の内容及び利用料等

(第1号通所事業の内容)

第8条 第1号通所事業の内容は次の通りとする。

- (1) 運動器機能向上
- (2) 口腔機能向上
- (3) 食事の提供及び食事の介助
- (4) 居宅と事業所間の送迎
- (5) 第1号通所事業の施設における入浴介助（一般入浴）
- (6) 機能訓練指導
- (7) 健康状態の確認
- (8) レクリエーション・余暇活動
- (9) 生活相談・援助
- (10) その他日常生活全般にわたる介護

(個別計画の作成等)

第9条 サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成する。個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定を受けた市町村へ報告する。

(利用料その他の費用)

第10条 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、甲斐市及び韮崎市が定める基準によるものとし、第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者の希望により次の便宜を提供した場合その利用料の支払いを受けるものとする。

- (1) 入浴した場合 1回につき100円
- (2) 当所で送迎した場合 1往復につき100円 但し、韮崎市は除きます（無料）
- (3) 利用者の希望により第11条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う送迎については以下の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を超える地点から1kmにつき50円（片道）
- (4) おむつ代 実費
- (5) 尿取りパット 実費

- (6) 利用者の希望により、介護報酬設定上の通常の利用時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用 延長 1 時間につき 500 円
 - (7) 食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1 日につき 680 円
 - (8) 各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 3 前項の便宜を提供する場合には、利用者又はその家族に対して事前に内容、費用について文書で説明し、同意を受けるものとする。

第6章 通常の実施地域

（通常の事業の実施範囲）

第11条 甲斐市、韮崎市

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者は、第1号通所事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 入浴サービスを利用する際は、その日の健康チェックを踏まえて、看護師等の指示に従うこと。
- 2 機能訓練用具を利用する際には、生活リハビリの視点のもとに機能訓練指導員等の指示に従うこと。
- 3 レクリエーション・余暇活動に参加する際には、集団援助技術における生活の質に視点を置いた内容であることを理解すること。
- 4 第14条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第8章 緊急時等における対応等

（緊急時における対応方法）

第13条 第1号通所事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに担当ケアマネージャーまたは主治医へ連絡を行うなど必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 消防法8条に規定する防火管理者を設置して、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者、火元責任者を従業員の中から充当する。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対し防火教育、防火訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・非難） 年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 年1回以上
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第9章 その他運営に関する重要事項

(職員研修)

第15条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(秘密保持)

第16条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさない

- 2 従業者であった者が退職した後についても「業務上知り得た患者及び利用者又はその家族の秘密を保持」し、万が一それにより当事者間で係争が起きた場合は自己責任において処理するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- (3) 事業者は別に定める虐待防止対策委員会設置要綱に従い虐待防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村につうほうするものとする。

（損害賠償）

- 第18条 第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない

。

（その他）

- 第19条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（付則）

- 1、 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2、 平成31年4月1日改定（サービス提供時間の変更）
 - 1) 第6条
 - (1) サービス提供時間（一日型） 午前9時30分～午後3時
 - (2) サービス提供時間（半日型）②午後1時30分～午後3時 とあるを
 - (3) サービス提供時間（一日型） 午前9時30分～午後3時30分
 - (4) サービス提供時間（半日型）②午後2時～午後3時30分 とする
- 3、 平成31年4月1日改定（負担割合の変更）
 - 2) 第10条
 - 1割もしくは2割とする とあるを
その負担割合の額とする とする
- 4、 令和3年9月1日改定
 - 1) 第10条
 - (5) 食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1日につき 610円
とあるを
食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1日につき 630円
とする

2) 第13条

指定通所介護・指定介護予防通所介護のサービス提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行うなど必要な措置を講ずる。 とあるを

指定通所介護・指定介護予防通所介護のサービス提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに担当ケアマネージャーまたは主治医へ連絡を行うなど必要な措置を講ずる。 とする

3) 第16条

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。 とあるを

従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさない

- 2 従業者であった者が退職した後についても「業務上知り得た患者及び利用者又はその家族の秘密を保持」し、万が一それにより当事者間で係争が起きた場合は自己責任において処理するものとする。 とする

3) 第17条（虐待防止に関する事項） を追加した

- 4) 第17条に（虐待防止に関する事項の追加）に伴い
第17条を第18条に
第18条を第19条に変更する

5. 令和4年7月1日改定

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時
(3) サービス提供時間（一日型） 午前9時30分～午後3時30分
(4) サービス提供時間（半日型） ①午前9時30分～午前11時
②午後2時～午後3時30分 とあるを

- (2) 営業時間 午前8時15分～午後5時15分
(3) サービス提供時間（一日型） 午前9時15分～午後4時15分
(4) サービス提供時間（半日型） ①午前9時15分～午前10時45分
②午後1時45～午後3時15分 とする

6. 令和6年4月1日改定

第10条 食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1日につき
630円 とあるを

第10条 食事の提供に要する費用（おやつ代を含む）1日につき
680円 とする

7. 令和6年12月1日改定
（半日型の廃止に伴い）

第5条
（2）従業者
②介護職員3名以上

（うち半日型には2名が従事）とあるを削除する

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする
（4）サービス提供時間

（半日型）①午前9時30分～午前11時と

②午後2時～午後3時30分とあるを削除する

第7条 （但し半日型は1単位10人とする）とあるを削除する